

市民税・県民税のお知らせ

～事務所・事業所課税及び家屋敷課税について～

賦課期日(毎年1月1日)現在、犬山市内に住所がない人でも、市内に事務所・事業所や家屋敷がある場合は、市民税・県民税の均等割(4,500円)*が課税されます。(地方税法第24条第1項第2号及び同法第294条第1項第2号、犬山市税条例第25条第1項第2号)

※ 平成26年度から令和5年度は5,500円

<事務所・事業所とは>

事業を行うために必要な設備があり、そこで継続して事業が行われる場所のことです。自己所有はもちろん、他人の所有であっても、それを自己の事業のために使用している場合は対象となります。

【例】

医師、弁護士、税理士、諸芸師匠などが住宅以外に設ける診療所、事務所、教授所など、事業主が住宅以外に設ける店舗など

【対象にならない事務所・事業所】

- 単なる資材置場、倉庫、車庫など
- 短期間(2、3ヵ月程度)の一時的な業務用に設けられた仮事務所など

<家屋敷とは>

本人や家族が住むことを目的として、住所地以外の場所に設けられた独立性のある住宅のことです。必ずしも自己の所有でなくとも、また現在住んでいなくても、いつでも自由に住める状態にある建物をいいます。

【例】

空家、別荘、マンション、アパート、単身赴任者が所有する住宅など

【対象にならない家屋敷】

- 他人に貸し付ける目的で所有している住宅
- 現に他人が住んでいる住宅
- 住むことが不可能な住宅(電気、ガス、水道などを停止しているだけでは該当しません)
- 下宿(出入り口、台所、トイレなどが共用)や間借りなど独立性のない住宅

課税の対象となる人

1月1日現在、犬山市内に事務所、事業所又は家屋敷がある個人で、犬山市内に住所を有しない人に課税されます。

なお、これは土地や家屋そのものに課税される固定資産税とは区別して、犬山市内にこれら事務所等を持つことにより受ける行政サービス(防災、清掃、道路の整備等)に対して一定の負担(市民税・県民税の均等割)をしていただくものです。

納付の方法

課税の対象となる人には、納税通知書及び納付書を送付しますので、お近くの指定金融機関等で納めてください。

県民税の課税

愛知県内の他市区町村や県外の他市区町村で住民税が課税されている場合でも、事務所・事業所課税及び家屋敷課税の対象となる人は、その事務所等がある市区町村ごとに県民税の均等割が課税されます。(地方税法第24条第7項)

お問い合わせ先
犬山市 税務課 市民税担当 (犬山市役所1階)
〒484-8501
犬山市大字犬山字東畑36番地
TEL0568-44-0314(直通) FAX0568-44-0361

